

議案第9号

木津川市介護保険条例の一部改正について

木津川市介護保険条例（平成19年木津川市条例第113号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年2月22日提出

木津川市長 谷口 雄一

提案理由

「第9期木津川市介護保険事業計画」により算出した給付見込額に基づき、令和6年度から令和8年度までの介護保険料を定めるため所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市介護保険条例の一部を改正する条例（案）

木津川市介護保険条例（平成１９年木津川市条例第１１３号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（保険料率） 第４条 <u>令和６年度から令和８年度までの</u>各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第１号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 （１） 介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号。以下「令」という。） <u>第３８条第１項第１号</u>に掲げる者 <u>３１，７００円</u> （２） <u>令第３８条第１項第２号</u>に掲げる者 <u>４７，７００円</u> （３） <u>令第３８条第１項第３号</u>に掲げる者 <u>４８，１００円</u> （４） <u>令第３８条第１項第４号</u>に掲げる者 <u>６２，７００円</u> （５） <u>令第３８条第１項第５号</u>に掲げる者 <u>６９，６００円</u> （６） <u>令第３８条第１項第６号</u>に掲げる者 <u>８３，６００円</u>	（保険料率） 第４条 <u>令和３年度から令和５年度までの</u>各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第１号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 （１） 介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号。以下「令」という。） <u>第３９条第１項第１号</u>に掲げる者 <u>３１，４００円</u> （２） <u>令第３９条第１項第２号</u>に掲げる者 <u>４５，３００円</u> （３） <u>令第３９条第１項第３号</u>に掲げる者 <u>４８，８００円</u> （４） <u>令第３９条第１項第４号</u>に掲げる者 ６２，７００円 （５） <u>令第３９条第１項第５号</u>に掲げる者 ６９，６００円 （６） <u>次のいずれかに該当する者</u> <u>８０，１００円</u>

(7) <u>令第38条第1項第7号に掲げ</u>	<u>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)</u>が125万円以下であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの <u>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。))</u> (7) <u>次のいずれかに該当する者</u> 9
----------------------------------	---

<u>る者</u> 90,500円	0,500円 <u>ア 合計所得金額が200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u> <u>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)</u>
(8) <u>令第38条第1項第8号に掲げる者</u> 104,400円	(8) <u>次のいずれかに該当する者</u> 107,900円 <u>ア 合計所得金額が300万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u> <u>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)</u>
(9) <u>令第38条第1項第9号に掲げる者</u> 118,400円	(9) <u>次のいずれかに該当する者</u> 118,400円

	<u>ア 合計所得金額が４００万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u> <u>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ（（１）に係る部分を除く。））、次号イ、第１１号イ、第１２号イ又は第１３号イに該当する者を除く。）</u>
(１０) <u>令第３８条第１項第１０号に掲げる者</u> <u>１３２，３００円</u>	(１０) <u>次のいずれかに該当する者</u> <u>１２８，８００円</u> <u>ア 合計所得金額が５００万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u> <u>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ（（１）に係る部分を除く。））、次号イ、第１２号イ又は第１３号イに該当する者を除く。）</u>
(１１) <u>令第３８条第１項第１１号に掲げる者</u> <u>１４６，２００円</u>	(１１) <u>前各号のいずれにも該当しない者</u> <u>１３９，２００円</u> <u>ア 合計所得金額が６００万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも</u>

	<u>該当しないもの</u> イ <u>要保護者であつて、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第13号イに該当する者を除く。)</u>
(12) <u>令第38条第1項第12号に掲げる者</u> <u>160, 100円</u>	(12) <u>次のいずれかに該当する者</u> <u>149, 700円</u> ア <u>合計所得金額が800万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u> イ <u>要保護者であつて、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イに該当する者を除く。)</u>
(13) <u>前各号のいずれにも該当しない者</u> <u>167, 100円</u>	(13) <u>次のいずれかに該当する者</u> <u>160, 100円</u> ア <u>合計所得金額が1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u> イ <u>要保護者であつて、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば保護</u>

	<u>を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)</u> <u>(14) 前各号のいずれにも該当しない者 163,600円</u>
2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、19,900円とする。</u>	2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、20,900円とする。</u>
3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、33,800円とする。</u>	3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、34,800円とする。</u>
<u>4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、47,700円とする。</u>	
<u>5 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該第1号被保険者が令第38条第1項第5号に掲げる者に該当するものとみなして、第1項に定める保険料率を適用する。</u> (1)・(2) (略)	<u>4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該第1号被保険者が令第39条第1項第5号に掲げる者に該当するものとみなして、第1項に定める保険料率を適用する。</u> (1)・(2) (略)
<u>6 (略)</u>	<u>5 (略)</u>

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第6条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者の資格を取得した日の属する月から月割りをもって行う。

2 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割りをもって行う。

3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくは二、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第38条第1項第1号から第12号までのいずれかに規定す

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第6条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者の資格を取得した日の属する月から月割をもって行う。

2 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割をもって行う。

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくは二、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第9号までのいずれかに規定する者として月割により算定した保険料の

る者として <u>月割り</u> により算定した保険料 の額の合算額とする。	額の合算額とする。
4 (略)	4 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の木津川市介護保険条例第4条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

政策等の形成過程の説明資料

議 案 名	議案第 9 号 木津川市介護保険条例の一部改正について	
担 当 課	高齢介護課 介護保険係	
提 案 事 項 の 概 要 等 (必要性、効果等)	「第 9 期木津川市介護保険事業計画」により算出した給付見込額に基づき、令和 6 年度から令和 8 年度までの介護保険料を定めるため、所要の改正を行うものです。	
提案に至るまでの経緯	・ 介護保険事業計画等策定委員会（令和 5 年度 6 回開催） ・ 第 9 期木津川市介護保険事業計画答申（1 月 1 6 日） ・ 政策会議（1 月 2 6 日）	
市 民 参 加 の 状 況	■有 □無 介護保険事業計画等策定委員会委員のうち、介護者の代表として市民に参加いただいています。	
市総合計画の位置付け	基 本 方 針	2 誰もが生き生きと、生涯元気で暮らせるまちづくり
	政 策 分 野	4 福祉
	施 策	② 高齢者福祉 オ. 利用者本位の介護保険事業の推進
概 算 事 業 費 (単 位 : 千 円)	☐ 単年度 (年度) ☐ 複数年 (年度)	
将来にわたる効果及び経費の状況	介護保険料は、3 年に 1 度、介護保険事業計画と併せて見直しとなります。今回は、第 9 期（令和 6 ～ 8 年度）の介護保険料を定めるための改正となります。 保険料基準額は、現行と同額で据置きし、所得段階区分・料率は、国の段階に合わせて改正します。 (基準額：年額 69,600 円、月額 5,800 円) (段階：1 4 → 1 3、料率：0.3～2.35→0.285～2.4)	